

平成26年度 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。

この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出てください。



1. 対象者

町内に住所を有し、同一世帯で児童生徒を養育している保護者

- (1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
- (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

具体的には、平成25年中の所得で、同居の家族（住民票は別でも同一生計の人は含む）全員の総所得額が下表の目安額未満の世帯の方です。

【認定基準参考例】

世帯	家族構成	総所得額
2人	親1人・小学生1人の場合	146万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	208万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	250万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳の場合	279万円

※上記金額はだいたいの目安です。

※所得とは、以下の算式で算出した額をいいます。

所得＝所得税法上の所得の合算額－所得控除（社会保険料控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額のみ）

2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等

※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る。

3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望する方は、次の要領で学校に申請してください。

【申請の締切】5月23日(金)

【提出書類】①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）

②住民票謄本（続柄の記載されているもの）一部

③平成26年度課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）

④その他（家賃証明書・預金通帳の写し等）

※②及び③の書類については、所得の状況及び住民情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要（同意しない方は、先に認定調書と住民票謄本を提出し、課税証明書は6月1日以降、お早めに提出してください）

※平成26年1月1日現在で西原町以外に住民票のあった方は、西原町に税の情報が無いため、後日、課税証明書の提出を求めます。

【提出先】就学先の小中学校

4. 追加申請について

上記の受付期間を過ぎても、下記期限までは追加申請を随時受け付けています。

ただし、受付月分からの援助支給になりますので、お早めに申請してください。

【追加受付期間】要保護（生活保護を受けている方）平成27年3月末日まで

準要保護（要保護以外の方）平成26年12月26日（金）まで

お問い合わせ 各小中学校または教育委員会教育総務課 ☎945-5039



相続 遺言 後見人 借金 など 司法書士にご相談ください

〈相談内容〉

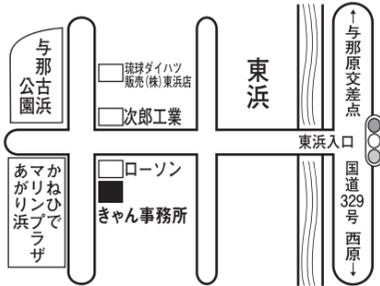
不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続
相続、遺言、後見人、借金問題などの法律相談

完全個室の相談ブース完備。

お気軽にご相談ください。(要予約)
※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所 与那原町字東浜 23番地 2
代表司法書士 喜屋 武 力

TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00



3町村広域 与那原 西原 中城 ファミリー・サポート・センター

「西原町ファミリーサポートセンター利用料助成事業」について

ファミリーサポートセンターを利用する以下の対象世帯を対象に「ファミリーサポートセンター利用料助成事業」を行っています。ぜひ本制度を利用してファミリーサポートをご利用ください。申請方法や詳細については、センターまでお問い合わせください。

<対 象>

- 西原町・与那原町・中城村にお住まいのファミリーサポートセンター会員で、以下のいずれかの条件に該当する世帯
- ①市町村民税非課税世帯であること
- ②生活保護世帯

<内 容>

- ・助成金額（ファミリーサポート利用時）
1時間あたり400円の助成を行います。
※1世帯1年間の利用限度額10,000円
（1年間（4月～翌年3月まで）25時間）
- ・限度額を超える場合は、実費負担になります。

お問い合わせ・お申し込み



与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター

TEL 098-988-1914 FAX 098-988-1924
住所 与那原町字東浜97-1 オーシャンブルー101
開所日時/月～金曜日(土日祝日休み) AM9:00～PM5:30

お問い合わせ 福祉部 福祉課 子育て支援係 ☎945-5311

病後児保育事業

子どもの急な発熱！でも仕事を休めない…。
そんな時のために、登録を行っておくと安心です。

登録申請を行っておくと安心です！

☆利用方法

利用には、年度ごとに登録の申請が必要です。

★登録及び減免の申請は、利用前に福祉部福祉課で行ってください。★登録は、年度ごとに必要です。

★非課税世帯等で減免を受けたい場合は、必ず事前に福祉部福祉課で申請が必要です。病院で当日の登録や減免の申請はできません。

☆対象児童

- 西原町に居住する者で次のいずれかに該当する者
- ①保育所に通所している児童で、病気の回復期にあるため集団保育が困難な児童。かつ、保護者の就労、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により家庭で育児を受けることが困難な者
- ②保育所に通所している児童ではないが、①と同じような状況にある児童(小学校低学年児童等を含む)

☆利用料金

- ①保育料 2,000円（1人あたり日額）
 - ②食費 500円（半日利用の場合、保育料は半額になります。）
- ※ただし、次のいずれかに該当する方は、保育料の免除が受けられます。福祉部福祉課まで申請をお願いします。申請がない場合、保育料の免除が受けられない場合がありますのでご注意ください。
- (1) 市町村民税非課税世帯 ⇒保育料一部免除（1,000円）※半日の場合は半額
 - (2) 生活保護世帯 ⇒保育料全額免除

☆利用時間

	月	火	水	木	金	土	日
午前	8時半～5時半まで			8時半～12時まで	8時半～5時半まで	8時半～3時半まで	×
午後				×			

※日曜・祝日はお休みです。

☆実施施設

医療法人ひまわり会 太田小児科医院 西原町字小橋川164番地の2 電話 946-5081

お問い合わせ 福祉部 福祉課 子育て支援係 ☎945-5311